

第5号議案 画像関連連合会の発足報告

一昨年12月より設立準備を進めてきた「画像関連学会連合会」が2014年4月1日無事設立にこぎつけた。

設立に当たって、日本画像学会、日本印刷学会、日本写真学会、画像電子学会の各会長が発起人となる同意書に署名捺印するとともに設立趣意書ならびに連合会規約の制定も行った。連合会組織は下図に示すように会議体組織を取っており初代議長には当学会の半那純一会長が就任された。

今後の連合会活動に御注目されたい。

連合会の設立に向けての目的・活動は以下に示すとおりである。

目的： 画像関連科学・技術の深化と展開，及び，各学会の継続的かつ発展的な学会活動の基盤構築

活動： 連合会による学会活動の実施

- ・年次大会の共同開催
- ・研究会，シンポジウム等の共催や共同運営，特に境界・新規領域
Printed Electronics， 視覚特性に基づく画像技術・評価，画像処理，環境対策 etc.
- ・チュートリアル・勉強会の開催
- ・アジアを発信源とする画像関連技術の新しい国際会議の定期開催

また，設立趣意書は次ページに示すものとし，広く国内外から連合会への参加を促すものとした。続いて連合会規約についても次々ページに付記した。

連合会代議員会

連合会議長 半那純一(日本画像学会)

代議員会メンバー

日本印刷学会	佐藤利文	代表理事会長 東京工芸大学工学部メディア画像学科 教授
	面谷 信	理事、研究発表委員長 東海大学工学部光・画像工学科 教授
日本写真学会	小林裕幸	会長 千葉大学 融合科学研究科 教授
	小林和久	副会長 三菱製紙株式会社 イメージング事業部 部長
画像電子学会	小町祐史	次期会長 国士舘大学 総合知的財産法学研究科 教授
	斎藤隆文	企画委員長 東京農工大学 先端情報科学部門 教授
日本画像学会	半那純一	会長 東京工業大学 像情報工学研究所 教授
	竹内達夫	副会長 キヤノン株式会社 RDT戦略統括 上席研究員

連合会事務局(2014, 2015日本画像学会担当)

合同編集委員長会議

田中編集委員長，江前編集委員長，山田編集委員長，中山編集委員長

秋季合同大会企画委員会

岩崎企画委員長，平山委員，面谷委員，北岡委員

画像関連学会連合会設立趣意書

情報流通技術のなかでも、画像関連の諸技術は、人の五感のうち視覚を介して情報を伝達するという共通の基盤をもつにもかかわらず、関連の学協会や工業会は個別技術に立脚した独自の活動を主として展開して来ました。しかしながら、情報のデジタル化によって、画像の入力から出力に至る情報処理プロセスは、実質的にも、より共通の技術基盤を持つに至りました。情報技術が社会インフラとなった今、今後の情報社会の発展を考えると、視覚特性の把握、空間情報の入力、画像への情報加工、画像の出力・表示、画像の認識を含めた幅広い分野での技術革新と画像を有効に用いた社会的システムの構築を考えて行くことが必要であり、その実現に向けて、基礎となる学術領域、関連産業を横断的に結び付ける場の構築が必要となります。同時に、また、その有効性を担保する画像関連技術の様々な標準化も求められることにもなります。

このような社会要求に対して答える為に、画像関連諸分野の学協会が集い、協力することにより、統合的な画像の取り扱いに立脚した画像技術の新たな展開に寄与する画像に関連する情報の発信と議論の場を提供することを目的に、その拠点作りの活動を2012年から開始し、その準備を進めてまいりました。

画像に関わる諸分野を網羅的に扱うにはまだまだ不十分とはいえ、統合的な活動を一日でも早く開始し、この目的に資する場の提供を行うという観点から、「画像関連学会連合会」を設立することをここに提案いたします。なお、この連合会では協同事業として、秋季合同研究会の開催、ならびに、国際会議として ICAI2015(The 1st International Conference on Advanced Imaging 2015)を2015年6月に開催し、今後、本連合会の協同事業として発展させていく予定であります。

この連合会は門戸を広く構え、画像あるいは画像の基盤となる関連分野の研究者・技術者が自由に参加できる団体であることを目指しております。

貴会におかれましては、ぜひこの趣旨をご理解いただき、御賛同、御参加下さいますようお願い申し上げます。

2014年4月1日

画像関連学会連合会

議長 半那純一

画像関連学会連合会 規約

第1条

本連合会は、画像関連学会連合会（略称：画像連合、英語名：後日検討）と称する。

第2条

本連合会は、画像諸分野における学協会活動に関する相互の情報連絡の便宜を図り、連合会活動および共同活動を通して画像諸分野の発展並びに普及を行い、併せて社会に貢献することを目的とする。

第3条

本連合会は第2条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 画像諸分野の研究者並びに技術者間のコミュニティを構築し、その発展を目指す。
- (2) 画像諸分野に関連する国内外の代表として活動する。
- (3) その他の画像諸分野に関連する研究・教育に関しての活動を支援する。

*具体的な活動については付則に記す。

第4条

本連合会は、画像諸分野の発展を目的とする以下の要件を満たす学協会によって構成され、それぞれの学協会を1会員とする。

- (1) 学術学会で、この連合の目的に賛同し、共同で活動することが可能な非営利団体
- (2) 研究者・技術者が主たる構成員である非営利団体

第5条

本連合会は運営として会議形態をとり。以下の代表議長（以下議長）並びに代議員からなる。

- (1) 代表議長 1名
- (2) 代議員は会員学協会毎に、学協会から推薦された2名

*会の運営を担当する事務局は議長選出学協会の事務局がこれを兼ねる。

第6条

第5条に掲げる者のうち議長は連合会代議員会（以下代議員会）において代議員の互選によって選出する。

第7条

議長の任期は2年とする。なお、引き続きその任にある場合、2期(4年)を超えて留まることはできない。選出については細則にて別途定める。

第8条

本連合会は毎年1回以上の代議員会を開催する。代議員会は過半数の代議員の出席をもって成立する。また、議長が必要と認めたとき、あるいは全会員学協会の1/3以上の要求があったときに臨時代議員会を開催する。

第9条

本連合会の代議員会には、各学協会から推薦された2名の代議員が出席するものとする。また、代議員代理として議決権を付与しない代理者が参加することを認める。

第10条

本連合会には、参画する学協会間において共同の研究会活動を推進するために共同研究委員会、並びに学術雑誌共同発行委員会をおくことができる。

第11条

本連合会には、議長の職責遂行を助けるために議長補佐若干名をおくことができる。議長補佐は、本連合会の会員学協会に所属する研究者並びに技術者のうちから議長が任期を定めて任命する。ただし議長補佐の任期は議長の任期を超えないものとする。

第12条

本連合会への入会および脱退は、所定の書式（別添）に必要事項を記入して議長に提出する。議長は全代議員に可否を諮り、過半数の代議員の賛同が確認された場合に承認される。

第13条

本規約は代議員会で全代議員の過半数以上の賛同をもって改正することができる。

第14条

議決は代議員会において出席代議員の過半数の賛同があれば成立する。ただし、議決案件については会議開催の2週間前までに全代議員に通知しなければならない。

第15条

第4条によって規定される会員学協会は本連合会の運営費として、年額30,000円を納める。2年間滞納した会員学協会は代議員会で議決の上、除名することができる。また、本連合会への入会時に20,000円の入会金を合わせて納めることとする。

付則

- 1) 本連合会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 2) 運営費は事務局で管理し、代議員会等の開催経費やホームページ維持管理費用等の恒常的な運営経費および本連合会の目的達成のために使用する。
- 3) 本連合会には2名の会計監査委員をおく。代議員の互選により選出し任期は2年とする。監査委員は年度始めの代議員会にて前年度の監査報告を行う。
- 4) 本連合会の会計上の事務局は、東京工芸大学内（下記住所）におく。

東京都中野区本町 2-9-5

5) 第3条記載の活動は以下のものを含む。

- ・ 年次大会の・秋季大会の共催
- ・ 共同研究会活動
- ・ 学会誌・英文論文誌の共同発行
- ・ 国際会議の共催
- ・ 講師の相互派遣

連合代表選出議決細則

1. 議長は会員学協会の所属であり、会員学協会の会長あるいはそれに準じるものから選出する。
2. 会議の議長選出議決にあたっては各代議員が1個の議決権と1票の投票権を持つ。2名の代議員の内どちらかが出席できない場合、出席した代議員が2票の投票権を持つ。
3. 本細則の改正は規約の改正規程に準ずる。

(2014年4月1日制定)